

2025 年度 授業料免除申請のしおり【前期】

== 概 要 ==

1. 免除額

各期の授業料の「全額」又は「半額」

2. 対象者

以下の①～③すべてに該当する者※1

- ① 日本人又は在留資格が「留学」以外の外国人（私費外国人留学生以外の者）
- ② 2025 年度 4 月入学の大学院生 ※非正規生を除く
- ③ 本学の定める「家計基準」及び「学力基準」を満たす者

※1 本学が定める基準を満たす申請者の中から予算の範囲内で選考のうえ、免除者を決定します。

3. 申請方法

STEP1：キャンパス情報システムで授業料免除願を入力・印刷する

STEP2：授業料免除願と他の提出書類を各キャンパスの窓口に出す

4. 申請期間

入 力 期 間 : 2025 年 4 月 4 日^金 ～ 4 月 25 日^金

提 出 期 間 : 2025 年 4 月 21 日^月 ～ 4 月 25 日^金

【参考】結果公開：2025 年 8 月 1 日^金 @キャンパス情報システム

1. 授業料免除の制度について

★授業料免除の基準

以下のいずれかの事由に該当し、**家計基準**及び**学力基準**を満たす者を対象者とする。

申請事由	事由詳細	家計基準	学力基準 (※4)
1.経済的理由	経済的理由により授業料の支払いが困難	家計評価額 (※3) が 200 万円以下	・ 評定平均値(※5): 2.5 以上 (通算) ・ 出席・研究実績が十分あること ・ 留年中でない
2.生計維持者死亡	事由期間 (※1) 内に生計維持者が死亡し授業料の支払いが困難		課さない
3.災害	事由期間 (※1) 内に災害で半壊・床上浸水以上の被害を受け授業料の支払いが困難	課さない	課さない
4.特例災害	指定災害 (※2) で半壊・床上浸水以上の被害を受け授業料の支払いが困難	課さない	・ 評定平均値(※5): 2.5 以上 (通算) ・ 出席・研究実績が十分あること ・ 留年中でない

※1 **事由期間**: 基準日 (前期: 4月1日、後期: 10月1日) 前6か月以内 (入学した日の属する学期分の申請については前1年以内)

※2 **指定災害**: 「東日本大震災 (2011年3月11日)」、「熊本地震 (2016年4月14日)」、「2018年5~7月豪雨」、「北海道胆振東部地震 (2018年9月6日)」、「2019年8~9月豪雨」、「2019年台風19号」及び「能登半島地震 (2024年1月1日)」※指定する災害は次期申請時において、予告なく削除・追加する場合がありますので予めご了承ください

※3 **家計評価額**: 本人及び生計維持者2名 (原則、父母) の「合計所得金額」と「所得控除合計」の差の合計額

家計評価額 = {合計所得金額(本人) - 所得控除合計(本人)} + {合計所得金額(父) - 所得控除合計(父)} + {合計所得金額(母) - 所得控除合計(母)}

* 合計所得金額と所得控除合計は1,000円未満を切り捨てた金額を使用する

* {合計所得金額 - 所得控除合計} の値がマイナスの場合は0円とする

(例)

	合計所得金額 [円]	所得控除合計 [円]
本人	0	430,000
父	3,168,250	1,956,933
母	1,253,123	562,580

本人: $0 - 430,000 = 0$

父: $3,168,000 - 1,956,000 = 1,212,000$

母: $1,253,000 - 562,000 = 691,000$

家計評価額 = $0 + 1,212,000 + 691,000 = 1,903,000$ 円

※4 **学力基準**: 入学した日の属する学期分については、入学をもって学力基準を満たしているとみなす

※5 **評定平均値**: $\{(\text{秀} \cdot \text{優の修得単位数} \times 3) + (\text{良の修得単位数} \times 2) + (\text{可の修得単位数} \times 1)\} \div \text{総修得単位数}$

☆補 足

- ・ 家計評価額 200 万円は、給与収入換算で 600 万円程度 (目安) です。所得控除の種類や金額によって変動します。
- ・ 学力基準の特例については、p.4 の「【様式 2】学力基準の特例申請書」をご参照ください。
- ・ 本学が定める基準を満たす申請者の中から予算の範囲内で選考のうえ、免除者を決定します。

2. 申請方法

①

入力期間：2025年4月4日(金)～4月25日(金)

「授業料免除願」を入力し、提出の準備をしてください。

1.入力時に本人+生計維持者の「令和6年度(令和5年分)所得・課税・控除証明書」を準備

生計維持者は収入の有無や多寡にかかわらず原則父母2名です。(詳細はp.3を参照)

2.キャンパス情報システムにて授業料免除願を入力し、印刷のうえ署名してください。

入力期間内に学内ポータルサイト ACSU の「キャンパス情報システム」にて入力し、「登録する(免除願は次の画面で印刷)」ボタンを押してください。入力時の注意点についてはp.6を参照してください。受付完了画面で授業料免除願をA4で印刷し、本人署名欄に署名してください。



②

提出期間：2025年4月21日(月)～4月25日(金)

▼ **提出書類一覧** ▼ 次の書類を揃えて所属キャンパス提出先へ提出してください。(p.10 参照)

全 員 提 出	☐ 授業料免除願	キャンパス情報システムにて入力した「授業料免除願」を印刷し、申請者本人(学生)が署名したもの。
	☐ 住民票 (発行から3か月以内のもの)	『この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する』と記載されている住民票(謄本)。 ※ 生計維持者以外の方(申請者本人や兄弟姉妹、祖父母等)で住民票を移動・分離させている場合、その分の住民票の提出は不要。但し、p.3記載の『独立生計者』として申請する場合は、申請者本人(+配偶者)が記載されたものを提出してください。
	☐ 令和6年度(令和5年分)所得・課税・控除証明書 〔 本人+生計維持者 〕 (原則、父母2名)	収入の有無や多寡にかかわらず、本人及び生計維持者(原則父母2名)の証明書。名称・様式は市区町村により異なります。(p.5を参照) ※ 免除願作成には「 所得控除合計 」の金額が必要です。この金額が所得・課税・控除証明書に記載されていない場合は、記載された証明書が発行できないか自治体にご確認ください。不可の場合は、所得控除合計をご自身で計算する必要があります。(p.7を参照) ※ 原則、本証明書は2024年1月1日時点において住民票のあった自治体で発行されます。但し、住民票住所と実住所が異なる場合で、2024年度に住民税が課税されている方は、住民税を納めている自治体で発行されます。 ※ 海外に住んでいる(いた)ため、発行不可の場合や記載の所得が1年分に満たない場合(海外居住時の所得が含まれない場合)は職場等が発行する収入に関する証明書等を提出していただきます。事前に窓口にご相談ください。
	☐ 生計維持者に係る証明書	提出書類はp.3を参照。 p.3の②～⑩に該当する場合、該当する書類を提出。

● **申請事由が「生計維持者死亡」の場合の提出書類(必須)**

☐ 「戸籍謄本」のコピー	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)が必要です。戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)ではありません。
☐ 【様式1】所得・控除計算書 (ホームページから様式をダウンロード)	扶養人数等の確認のため提出が必要です。 ※ 両親ともに死別した場合は、事前に窓口にご相談ください。

● **申請事由が「災害」又は「特例災害」の場合の提出書類(必須)**

☐ 「り災証明書」のコピー	半壊・床上浸水以上のもの。申請期限までに発行が間に合わない場合は、書類提出時に申請窓口に出してください。
---	--

☐ **生計維持者に係る証明書類** ※生計維持者を父と母の2名とする場合は提出不要

生計維持者は原則父母の2名です。収入の有無や多寡、支援の有無等にはよりません。

但し、次の②～⑪のいずれかに該当する場合のみ、生計維持者の人数や人物は以下のとおりとします。該当する場合は証明書類を提出してください。生計維持者の判断に迷う場合は事前に担当窓口でご相談ください。

(1) 父母(2名)を生計維持者とするケース【原則、このケース】

	要 件	提 出 書 類	生計維持者
①	父母がいる ※離婚後(又は死別後)父又は母が再婚(事実婚含む)した場合を含む	なし	父・母 (2名)

(2) 父又は母のいずれか(1名)を生計維持者とするケース

	要 件	提 出 書 類	生計維持者
②	父又は母と生別又は死別している	☐ 「戸籍謄本」や「児童扶養手当受給者証」のコピー等 ※「所得・課税・控除証明書」で寡婦・ひとり親の該当が確認できる場合は提出不要です	父 又は 母 (1名)
③	父母が離婚調停中かつ別居中で、別生計となっている	☐ 裁判所による「係属証明書」又は弁護士による「報告書」のコピー等	
④	父母が家庭内暴力(DV)による別居中で、別生計となっている	☐ 自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明」のコピー等	
⑤	父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない	☐ 「行方不明者届受理証明書」や「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類	

※父母が③、④以外の理由で別居しているだけでは生計維持者を1人とすることはできません

(3) 父母以外の者(1名)を生計維持者とするケース

	要 件	提 出 書 類	生計維持者
⑥	父母と死別し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている	☐ 「戸籍謄本」や「行方不明者届受理証明」、「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類	主たる支援者 (1名)
⑦	父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により、意思疎通ができないため、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている		

(4) 学生本人を『独立生計者』とするケース(生計維持者なし)

	要 件	提 出 書 類
⑧	申請者本人が、以下の要件をすべて満たす場合 1)原則大学院生 2)所得税法上、父母の扶養親族でない者 3)父母と別居しており、経済的支援を一切受けていない者 4)本人(又はその配偶者)の家計評価年(前期:前々年、後期:前年)の収入が年間124万円以上あり、所得の申告をしている者※ 5)本人(又はその配偶者)が、国民健康保険の世帯主の者、又は健康保険の被保険者の者 ※日本学術振興会の特別研究員(DC)の採用者やこれに類する制度でDCと同等の奨励金受給が決定している者は4)を満たすとみなす(一般的な奨学金は対象外)	▼全員提出 ☐ 申請者本人(及びその配偶者)の「健康保険証」のコピー ※マイナ保険証の場合はこちらを参照 ▼配偶者がいる場合(該当者のみ) ☐ 配偶者の「令和6年度(令和5年分)所得・課税・控除証明書」※配偶者の所得等を加味し判定を行います ▼日本学術振興会の特別研究員等の場合(該当者のみ) ☐ 「日本学術振興会特別研究員(又はこれに類する制度の)決定通知」のコピー ※状況に応じて、以下の書類を別途請求する場合があります ☐ 父母等から支援を受けていないことの申立書 ☐ 父母の住民票 ☐ 父母の所得・課税・控除証明書
⑨	社会的養護を必要とし、18歳となるまで以下の施設等に入所していた(又は養育されていた) ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設) ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) ・小規模住居型自動養育事業(ファミリーホーム)で養育 ・里親に養育	☐ 入所証明書等のコピー(任意様式) ※申請学期毎に提出が必要ですが、証明書自体は同じものでよいので、原本を無くさずに保管しておいてください(学期毎に新たに発行する必要はありません)
⑩	父母と死別し(又は生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず)、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を一切受けていない	☐ 「戸籍謄本」や「行方不明者届受理証明」、「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類 ☐ 事情書(任意様式)
⑪	父母からの家庭内暴力(DV)により、保護施設等で保護等されている(いた)場合で、父母等から一切経済的支援はなく、別居している	☐ 事情書(任意様式) ※状況に応じて、別途公的機関による証明書を請求いたします

★ 任意の提出書類

☐ 【様式 2】 学力基準の特例申請書（ホームページから様式をダウンロード）

以下の「特別事由」に該当すると認められる場合、学力基準を一部緩和します。必ず指導教員等に事情書の所見欄を記入してもらってください。また、事由に合わせた証明書類（コピー可）の提出が必要です。

- 試験当日の病気（当日発症したものに限らない）により単位修得ができなかったことで、累積 GPA 値／評定平均値および修得単位数が基準未満となった場合【**証明書類：診断書のコピー等**】
- 本人が障がい者であるため、学業を継続するうえで負担が大きいと認められる場合で、累積 GPA 値／評定平均値および修得単位数が基準未満となった場合、または最高学年で留年した場合【**証明書類：障害者手帳のコピー等**】
- その他真にやむを得ない事情があると特に認められる場合で、累積 GPA 値／評定平均値および修得単位数が基準未満となった場合、または最高学年で留年した場合【**証明書類：事情を証明できるもの**】

☐ 【様式 3】 家計急変申告書（ホームページから様式をダウンロード） + 証明書類

以下の事由に該当する場合は、家計急変申告書に加えて別途証明書類を提出することで、家計急変後の収入等を考慮します。

	事 由	提 出 書 類
①	基準日（前期：4月1日、後期：10月1日）において、申請者本人又は生計維持者の一方（又は両方）が 事故又は病気 により、 半年以上 、就労が困難な状態にある	☐ 【様式 3】 家計急変申告書（就労困難・非自発的失業） ☐ 診断書のコピー（※1,2）
②	基準日（前期：4月1日、後期：10月1日）前 1 年以内において、申請者本人又は生計維持者の一方（又は両方）が 失職 （非自発的失業（※3）の場合に限る）し、再就職等していない	☐ 【様式 3】 家計急変申告書（就労困難・非自発的失業） ☐ 雇用保険受給資格者証のコピー（第 1・3・4 面）（※4）

※1 診断書には「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が半年以上である旨が記載されていることが必要です。

※2 前の学期の授業料免除申請時も同様の事由で家計急変申告書を提出している方で、本学期もその事由が継続している場合、前回の申請時に診断書のコピーを提出していれば、本学期の申請時は診断書のコピーの提出を省略できます。（前回の申請時に提出を省略している場合は、本学期に提出が必要です。そのため、1年に1度は診断書の提出が必要になります。）

※3 非自発的失業とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、次の9つのいずれかの離職理由コードに該当する場合を指します。（コードは2024年時点のもの）

離職理由コード：「11(1A)」「12(1B)」「21(2A)」「22(2B)」「23(2C)」「31(3A)」「32(3B)」「33(3C)」「34(3D)」

※4 雇用保険の受給が終了している場合でも提出が必要です。離職日が基準日前1年以内であって、再就職等していない場合は家計急変申告の対象となりますので、無くさずに保管してください。

2-（2） 「授業料免除願」の入力について

学内ポータルサイト **ACSU(握手)** にログインして、 **キャンパス情報システム** に入り
⇒ ◆学生生活情報 ⇒ 授業料免除申請 から入力してください。



「授業料免除申請」をクリックすると、授業料免除願の入力画面が表示されます。

入力画面イメージ

キャンパス情報システム

2023年度

学連番号: 20F0000A 氏名: 信州 太郎

所属: 松本キャンパス 学年: 1

現在所: 長野県松本市旭3-1-1 電話番号: 080-0000-0000

下記の理由により授業料の納入が困難なため、授業料の免除を願います。
なお、記載事項は事実と相違ありません。

(西暦) 2023年 4月 1日
【申請書署名欄】
(印刷後に署名してください)

日本学生支援機構 給付奨学金 (授業料免除含む) の申請状況

- 大学入学のための費用
- 給付奨学金であるが、停止申立は停止の可能性がある
- 申請予定又は現在申請中 (輸入学生で給付申請中を含む)
- 申請予定なし (以下から理由を選択してください。複数回答可)
 - 学力基準を満たさないため
 - 所得要件 (支給額算出基準額が1,300円未満) を満たさないため
 - 出席要件 (2000円未満 (母子・父子世帯は1250円未満)) を満たさないため
 - 高等学校卒業後から入学までの期間が2年を超えているため
 - 信州大学入学前に他大学で日本学生支援機構の給付奨学金だったため
 - 退学、給付奨学金だったが、廃止となったため
 - その他 (理由を記入してください)

申請理由
● 200万円以下、申請者 (学生) 本人が、申請者の立場から免除を希望するに当たって理由、要約状況、世帯の収入が極めて少ない場合は生活費の世帯など具体的に記入してください。

申請事由
● 経済的理由 ○ 生計維持者死亡 ○ 特別災害 ○ 災害

合計所得金額・所得控除合計

申請者本人
続納: 本人 合計所得金額: 0円 所得控除合計: 430,000円

生計維持者①
続納: 父 v 合計所得金額: 1,300,000円 所得控除合計: 2,190,000円

生計維持者②
続納: 母 v 合計所得金額: 1,120,000円 所得控除合計: 720,000円

登録する (授業料免除願は次の画面で印刷)

【登録する】ボタン押下後、次画面で免除願を印刷してください。

生計維持者について

原則、生計維持者は**父母の2名**です。生計維持者を1名ないしは0名にすることや父母以外の方を生計維持者とするのが可能なのは、p.3の②～⑩に該当する場合のみです。

収入が一切なかった場合、**合計所得金額が空欄**となる場合があります。この場合、証明書から非課税であることが分かれば、「**合計所得金額**」「**所得控除合計**」ともに**0円**を入力してください。

所得控除合計は自治体により言い回しが異なります。
(例) 所得控除計、控除合計、所得控除合計金額、合計控除金額、etc.

合計所得金額と所得控除合計について

「所得・課税・控除証明書」を元に**合計所得金額**と**所得控除合計**の金額をそれぞれ入力してください。
※自治体により記載されている位置が異なります。

合計所得金額等	
合計所得金額	1,300,000円
総所得金額等	1,300,000円
** 以下余白 **	

所得控除の種類・金額	
社会保険料控除	200,000円
生命保険料控除	0円
配偶者控除	330,000円
扶養控除	1,230,000円
基礎控除	430,000円
所得控除計	2,190,000円
** 以下余白 **	

自治体によっては記載がない場合あり

※**所得控除合計**は、5～6月に職場や自治体から受け取る「令和6年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定通知書」でも確認ができます。

SAMPLE

所得控除	控除		所得控除合計	
	控除	金額	控除	金額
所得控除	医療費		配偶者	
	社会保険料		配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料		基礎	
所得控除合計			所得控除合計	

この金額を**所得控除合計**欄に入力してください。
決定通知書を参照した場合は通知書のコピーも申請時に提出してください

**所得・課税・控除証明書に所得控除合計の記載がない
且つ
決定通知書が 発行されていない・紛失してしまった**
↓
次ページを参考に、所得控除合計を計算してください

▼＜ 以下、続き ＞ 所得控除合計が「所得・課税・控除証明書」に記載されていない場合

SAMPLE3

市県民税 課税証明書

住所	〇〇県〇〇市〇〇
氏名	〇〇 〇〇

令和〇年度

令和〇年度 所得金額の合計	3,960,000 円
------------------	-------------

所得の種類	金 額
給与所得(所得金額調整控除後) (給与収入金額)	5,500,000 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

所得控除の種類	金 額
社会保険料控除	900,000 円
人的控除	1,110,000 円
基礎控除	430,000 円
	円
	円
	円
	円
	円

市県民税 所得割額	76,800 円	市県民税 均等割額	3,500 円
市県民税 所得割額	51,200 円	市県民税 均等割額	2,500 円

令和〇年〇月〇日
〇〇市長 〇〇

★SAMPLE3 に似た証明書を発行している自治体★

日立市、古河市、石岡市、常陸太田市、取手市、つくば市、桜川市、神栖市など

人的控除内訳欄で該当する各種所得控除の合算金額が『人的控除』欄に記載される。

該当のない控除は記載されない。

「所得控除合計」は記載なし
各控除の金額はそれぞれ記載があるので足せば OK !

上記証明書の場合の所得控除合計は…

$900,000 + 1,110,000 + 430,000 = \underline{2,440,000 \text{ 円}}$

【注意】自治体によっては、各控除金額を足すだけでは「所得控除合計」とならないケースあり・・・

(控除の該当可否のみが記載され金額が記載されていなかったり、基礎控除が記載されていなかったり等)

>> この場合は、該当する控除の種類から、その控除額を個別に導く必要があります。

SAMPLE4

所得課税証明書
(控除の内訳記載あり)

年度区分	令和〇年度(令和〇/年分)
住 所	〇〇県〇〇市〇〇
氏 名	〇〇 〇〇

昭和〇年〇月〇日生

給与所得	¥3,160,000	雑損	¥0	配偶者控除	特別控除額	所得割	¥12,000
以下余白		医療費	¥0	配偶者	特別控除額	市県民税	
所得の種類		社会保険料	¥400,000	扶 養	特 定	均等割	¥2,200
		小規模共済掛金	¥0		同 居	計	¥12,200
		生命保険料	¥80,000	寡、ひ、勤	特 定	年 税 額	¥27,700
		地震保険料	¥0	本人障害	特 定		
		寄付金	¥0	扶養障害	特 定		

「合計所得金額」

所得金額合計 ¥3,160,000

給与収入 ¥4,500,000
公的年金収入 ¥0
免税超収入 ¥0

「所得控除合計」の記載なし
さらに・・・

- ①「基礎控除」の金額記載なし
- ②「配偶者控除」の金額記載なし
- ③「寡婦」「ひとり親」「勤労学生」の金額記載なし
- ④「障害控除」の金額記載なし
- ⑤「扶養控除」の金額記載なし

記載の金額を足すだけでは「所得控除合計」にならない

★SAMPLE4 のように記載された金額の足し算だけでは「所得控除合計」とならない自治体★

十和田市、雫石町、西和賀町、岩泉町、平泉町、一戸町、高崎市、長崎市、那覇市など

該当すれば、「寡婦該当」「ひとり親該当」「勤労学生該当」と記載される。

基礎控除	所得	2400万以下	2400～2450万以下	2450～2500万以下	2500万～
	所得	430,000	290,000	150,000	0
配偶者控除	所得	900万以下	900～950万以下	950～1000万以下	1000万～
一般(69歳未満)	所得	330,000	220,000	110,000	0
老人(70歳以上)	所得	380,000	260,000	130,000	0
扶 養	特 定	一般(その他)			
	450,000	330,000			
	同居老人	老人			
	450,000	380,000			
寡、ひ、勤	寡婦	ひとり親	勤労学生		
	260,000	300,000	260,000		
本人障害	特別障害者	障害者			
	300,000	260,000			
扶養障害	同居特別障害	特別障害者	障害者		
	530,000	300,000	260,000		

詳しくは次のページを参照(計算例もあり)

▼ < 以下、続き > 所得控除合計が「所得・課税・控除証明書」に記載されていない場合

▼ 「所得・課税・控除証明書」に個別の控除金額が記載されていない場合 ▼

個別の控除金額の記載がない可能性のある控除は「基礎控除」「配偶者控除」「寡婦控除」「ひとり親控除」「勤労学生控除」「障害控除」「扶養控除」のいずれかになります。基本的に該当の可否が証明書に記載されています。

①「基礎控除」の金額が記載されていない場合

基礎控除は、ほぼ全員につく控除です。(基礎控除額の記載がなければ加算してください)

合計所得金額で金額が変わりますが、基本的に 43 万円控除となります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	430,000 円

②「配偶者控除」の金額が記載されていない場合

控除対象配偶者欄に「*」や「有」などの記載がある方が対象です。

合計所得金額と配偶者の年齢で金額が変わります。

合計所得金額	配偶者控除額	
	一般 (69 歳以下)	老人 (70 歳以上)
900 万円以下	330,000 円	380,000 円

配偶者控除 配偶者 特別控除額	一般 有	老人 無
		0 円

該当区分等	控除対象配偶者		
	有	老人	無
	*	—	—

上例の場合、所得 900 万円以下であれば 33 万円控除
※「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は異なります。
両方対象となることはありません。

③「寡婦控除」「ひとり親控除」「勤労学生控除」の金額が記載されていない場合

寡婦、ひとり親、勤労学生欄に「*」や「有」などの記載がある方が対象です。

	控除額
寡婦控除	260,000 円
ひとり親控除	300,000 円
勤労学生控除	260,000 円

本人該当				
特別障害	その他障害	寡婦	ひとり親	勤労学生
			*	

寡、ひ、勤	ひとり親該当

上例の場合、ひとり親に該当するため 30 万円控除

④「障がい控除」の金額が記載されていない場合

本人障がいの場合、本人障がい欄に「*」や「有」などの記載がある方、扶養親族障がいの場合、区分毎に人数が記載されている方が対象です。

障がい区分	障がい者控除額	
	本人	扶養親族(1 人あたり)
(普通)障がい	260,000 円	260,000 円
特別障がい	300,000 円	300,000 円
同居特別障がい	—	530,000 円

本人障害	本人該当	
	特 障 無	普 障 有
扶養障害	同特 0 人	特障 2 人 普障 0 人

上例の場合、本人障害で 26 万円と扶養親族の特別障害 2 人で 60 万円、計 86 万円控除

⑤「扶養控除」の金額が記載されていない場合

扶養親族欄に区分毎の人数が記載されている方が対象です。

扶養区分	扶養控除額(1 人あたり)
一般(その他)	330,000 円
特定	450,000 円
老人(同居)	450,000 円
老人(同居以外)	380,000 円
16 歳未満	0 円

扶 養	特定	その他
	2 人	1 人
	同老	老人
	0 人	0 人

同老：老人(同居)
老人：老人(同居以外)

上例の場合、特定扶養 2 人で 90 万円と一般扶養 1 人で 33 万円、計 123 万円控除

p.8 の SAMPLE4 の場合の所得控除合計は…

- ① 所得 2400 万以下 ⇒ 430,000 円
- ② 一般配偶者控除「有」+ 所得 900 万以下 ⇒ 330,000 円
- ③ 該当なし ⇒ 0 円
- ④ 本人普通障害 + 同居特別障害 1 人 ⇒ 790,000 円
- ⑤ その他 1 人、同居老人 1 人 ⇒ 780,000 円

所得控除合計 =

400,000 + 80,000 + ① 430,000 + ② 330,000 +
④ 790,000 + ⑤ 780,000 = **2,810,000 円**

(参考) SAMPLE1~4 以外で「所得控除合計」の記載がない証明書を発行している自治体の一例

厚岸町、宇都宮市、江戸川区、板橋区、上越市、妙高市、富山市、白山市、七尾市、内灘町、能登町、豊田市、京都市など

SAMPLE1~4 等を参考に計算してください

3. 申請書類の提出先（問い合わせ先）・提出方法について

提出先	松本キャンパス	信州大学 学生総合支援センター 免除担当 〒390-8621 松本市旭 3-1-1 TEL: 0263-37-2199
	長野(教育)キャンパス	信州大学教育学部 学務係 〒380-8544 長野市西長野 6 の口 TEL: 026-238-4056
	長野(工学)キャンパス	信州大学工学部 学務係 〒380-8553 長野市若里 4-17-1 TEL: 026-269-5135
	伊那キャンパス	信州大学農学部 学務グループ 〒399-4598 上伊那郡南箕輪村 8304 TEL: 0265-77-1447
	上田キャンパス	信州大学繊維学部 学務グループ 〒386-8567 上田市常田 3-15-1 TEL: 0268-21-5311

提出方法	窓口持参	受付の際、申請書類をチェックしながら家庭状況や収入状況について面談により確認しますので、 <u>学生本人が直接持参</u> してください。 遠方等でやむを得ず持参できない場合は、郵送での提出を認めます。
	郵送提出	<u>遠方等やむを得ず持参できない場合は</u> 、レターパックライト（郵便局や一部コンビニエンスストアで購入できます）で提出期間内（必着）に所属キャンパスの提出先までお送りください。レターパックライトの「品名」に必ず「 授業料免除申請書類 」と記載してください。 受付完了の連絡はいたしません。また、到着確認のためのお問い合わせはご遠慮ください。「郵便追跡サービス」にて配達状況を確認してください。不備がある場合はメールや電話で学生へ連絡します。必ず大学メールや着信履歴をご確認ください。

4. 選考結果及び支払期限について

申請期	選考結果の掲載期間（予定）	口座振替日（予定）
2025 年度 前期分	2025 年 8 月 1 日 ～ 9 月 30 日	2025 年 8 月 26 日

- 本学の授業料免除の申請及び選考は、学期ごとに行います。そのため、家計状況に変更がなくても、予算額、申請者数、学業成績等により、**前回の選考結果と異なる場合があります。**
- **選考結果は学内ポータルサイト（キャンパス情報システム）にて通知します。**結果確認については、パソコンまたはスマートフォン等から、期間内に各自で行ってください（電話や郵送等での通知はしません）。結果確認画面のスクリーンショットやページ印刷を行い、必ず保護者へ伝えてください。

学内ポータルサイト **ACSU(握手)** にログインして、**キャンパス情報システム** に入り
⇒ ◆学生生活情報 ⇒ 授業料免除結果 によりご確認ください。



「授業料免除結果」メニューをクリックすると、授業料免除の結果を表示します。

信州大学 Shinshu University

キャンパス情報システム

- ・トップページ
- ・ログアウト
- ◆講義情報
 - ・休講情報
 - ・補講情報
 - ・時間割・講義室等変更情報
 - ・集中講義日程情報
 - ・授業に関する情報
- ◆履修・成績
 - ・シラバス
 - ・履修・成績
 - ・授業アンケート
 - ・授業抽選登録
- ◆学生生活情報
 - ・授業料免除・奨学金申請情報
 - ・授業料免除・奨学金連絡事項
 - ・健康診断結果参照
 - ・授業料免除結果
- ◆お知らせ

XXXX年度 前期分授業料免除結果

このページを印刷

学籍番号: 20X0001X
氏 名: 信大 一郎
選考結果: 1/3 免除 (不許可の場合は理由も)
お支払金額: 178,600 円
申請区分: 前期分後期分一括申請

【お支払い方法】
選考結果が「半額免除」又は「不許可」の方は、下記のいずれかの方法によりお支払いください。

1.口座振替の手続きが完了している場合
XXXX年8月26日(X曜)に指定口座から引き落としをしますので、金融機関営業日での前日15時までに入金をしてください。

2.口座振替の手続きをしていない場合
8月中旬頃に送付される振込通知書により、すみやかにお支払いください。

【申請区分について】
※「前期分のみ申請」の場合
・XXXX年度前期分のみ申請をしています。後期分を申請する場合は、別途申請手続が必要になりますので、

各自でページ印刷や画面のスクリーンショットを行い、内容確認や他の申請等に利用できるように大切に保管ください。また、必ず保護者へ免除結果を伝えてください。

5. 注意事項

- 学則違反、学生としての本分に反する行為により、懲戒処分等を受けた場合は、審査の対象から除外します。免除決定後においても、許可を取り消します。
- 選考の決定がされるまでの間は、授業料の口座引落しを行いません。
- 本学独自の授業料免除・徴収猶予の申請はいずれか一つで、同時に両方を申請することはできません。
- 申請の内容を確認するため、提出書類一覧以外に別途書類の提出を請求する場合がありますので、ご承知おきください。
- 申請後、休学・退学する場合又は申請を取り下げる場合は、速やかに担当窓口に応じ出てください。
- 判定には年末調整や確定申告で申告した内容が反映されます。生計維持者の方には年末調整や確定申告を確実に行うよう伝えてください（学生本人も確定申告等が必要なケースがあるため、詳細は管轄の税務署等にご相談ください）。疑義がある場合は、問い合わせさせていただく場合があります。また、申告内容含め申請内容に虚偽があった場合は、審査の対象から除外します。免除が決定した後に虚偽の事実が明らかとなった場合は、許可を取り消し、遡って授業料を納付していただきます。
- 入試やイベント等実施のため受付窓口のある建物やキャンパスに入れない場合があります。事前にキャンパス情報システムやホームページ等で確認のうえ、入棟や入構制限のない日に書類の提出にお越しください。
- 提出された書類の返却・貸出し等ではできませんので、書類は提出前に自身でコピーをとり、内容確認や他の申請等に利用できるようにしてください。
- 提出していただいた書類は、授業料免除等業務のために利用するものであり、他の目的には使用しません。
- 次回以降の申請について、キャンパス情報システムや学生総合支援センターホームページでお知らせする予定です。

申請する期	申請案内掲載	申請期間（予定）
2025 年度 後期分	2025 年 7 月下旬	2025 年 8 月 1 日～ 9 月 30 日

6. 情報入手方法

授業料免除に関する情報は必要とする者が自主的に確認しなければなりません。情報を見逃してしまうと、大切な権利を失ったり、手続が大幅に遅れたり、不利益を被ることになりますので、注意してください。

自分で定期的に確認	学内掲示板、キャンパス情報システム、学生総合支援センターホームページ、X（旧 Twitter）、大学メール（xxxxx@shinshu-u.ac.jp）を定期的に確認してください。
大学からの個別連絡（至急の場合）	携帯電話に授業料免除窓口の電話番号を登録しておき電話に出るようにしてください。電話に出られなかった場合は、折り返し電話をするか、担当窓口に来てください。

※右記 QR コード読込で学生総合支援センターTEL が登録可能 ▶

